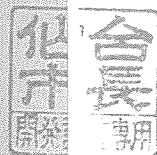


青野木産業廃棄物処理施設増設事業に関する協定書





青野木産業廃棄物処理施設増設事業に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）と仙台環境開発株式会社（以下「乙」という。）とは、杜の都の風土を守る土地利用調整条例（以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、乙が実施する青野木産業廃棄物処理施設増設事業（以下「開発事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、土地利用調整の結果を踏まえた適切な開発事業の実施を確保することにより、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この協定における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（事業計画）

第 3 条 乙は、別添開発事業計画書に従って開発事業を実施しなければならない。

2 乙は、当該開発事業に係る工事の完了後、当該事業区域内において、前項に掲げる開発事業計画書の内容に即した土地利用以外の土地利用を行ってはならない。

（維持管理）

第 4 条 確保した緑地については、乙が管理するものとし、当該緑地の特性に応じた維持管理を行いながら、永続的に保持するものとする（ただし、当該緑地が甲に移管された場合を除く）。

（継承）

第 5 条 乙は、事業区域内の土地又は工作物を使用する権利を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務を当該第三者に継承するものとする。

（報告及び立入調査）

第 6 条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し報告を求め、又は職員をして、若しくは職員に甲が必要と認める者を同行させ事業区域内に立ち入らせ、必要な調査をすることができる。

（違反があった場合の措置）

第 7 条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は乙に対して当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときはこれに従わなければならない。

（その他）

第 8 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（協定の廃止）

第 9 条 （仮）仙台環境開発(株)産業廃棄物処理施設増設事業に関する協定（平成 18 年 9 月 22 日協定）は、青野木産業廃棄物処理施設増設事業に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業の手続きが完了され次第、廃止とする。

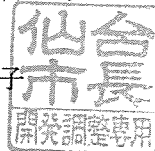
この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成24年4月24日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 奥山恵美子



乙 仙台市青葉区二日町2番27号

仙台環境開発株式会社

代表取締役 渡邊晋二

